

苫小牧市森林整備計画書 (案)

計画期間 自 令和 8年4月 1日
至 令和1 8年3月3 1日
(令和8年4月1日樹立)

北 海 道
苫 小 牧 市

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、胆振東部地区のほぼ中央に位置し、北東部には北海道の空の玄関新千歳空港やラムサール条約登録地のウトナイ湖がある。西部は、日本の中でも最高級とされるオートキャンプ場があり、多くのキャンパーが利用している。南部には、太平洋が広がり、港は北日本最大の国際貿易港で、北海道の海の玄関となっている。北西部には、支笏洞爺国立公園の国有林が広がり、市の水源となっている。

本市の総面積は56,166ヘクタールであり森林面積は33,047ヘクタールで総面積の59パーセントを占め、民有林面積は13,560ヘクタールとなっている。このうちカラマツやトドマツを主体とした人工林の面積は4,553ヘクタールで、年齢構成ではⅧ年齢以上の林分が3,763ヘクタールで83パーセントとなっている。今後伐期を迎える林分が多くなるが、海岸に近く積雪が少ない等きびしい気象条件である。このため、複層林施業や長伐期施業に移行していくことが重要である。

本市の森林は東西に細長く形成され、生活環境保全林として整備された森林や北海道大学苫小牧研究林が公園の整備を行った森林等があり、多くの市民が利用している。木材生産だけでなく、都市型森林としてレクリエーション機能が高い森林である。

これら森林に対する社会的要請の高まりと多様化に対応して、社会経済の健全な発展と安全で潤いのある居住環境の保全を図るため、森林資源の整備・充実を計画的に取り組んでいく必要があり、以下のような課題がある。

- ① 北東部の美沢・植苗地区は、森林施業共同化重点的实施地区に指定し、造林・除間伐を実施しており、木材生産機能の更なる充実を図り、計画的な推進が重要である。また、ラムサール条約登録地のウトナイ湖があり、森林の保全を図っていくことが重要である。
- ② 北西部の錦岡・糸井・高丘地区は、市街地の背後地にあり比較的天然林も多く、自然公園的整備が行われ、森林とのふれあいの場として活用されている。また、市民の水源として森林を維持することが重要である。
- ③ 西部の樽前地区及び東部の勇払地区は災害防止機能が高い地区であるが、樽前は土砂流出地が多く下流域に農地があり、勇払は潮害の多い所であり市街地と隣接しているので、積極的な森林整備を推進することが重要である。
- ④ 東部の柏原・静川・弁天地区は、苫小牧東部工業地域として基盤整備がなされている。この地域にある森林は将来的に緩衝緑地帯等に活用される重要な森であり、現在の森林を維持していくことが重要である。
- ⑤ 本市には、多くのゴルフ場等の施設、史跡や保健保安林に指定された地区がある。これらの森林については、貴重な動植物の生息森林として、また、優れた景観を形成するような森林として整備をし、保健・文化機能の発揮を図ることが重要である。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林整備の現状と課題を踏まえ、以下の事項を重点として適切な森林整備を推進する。

また、市全体の発展方向に十分留意するとともに、国等の補助事業や地方財政措置等を活用する。

さらに、それぞれの森林が持つ多面的機能に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた森林の整備を総合的に行うために、地域の特性、森林資源の状況並びに自然的・社会的条件を勘案して、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林（「木材等生産林」）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源かん養機能の維持増進を図る森林について「水源かん養林」、山地災害防止機能又は土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、及び保健・レクリエーション機能、文化機能又は生物多様性保全機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（「森林の区域」）を設定し、望ましい森林の姿へ誘導するよう努める。

また、「水源かん養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、また、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定を考えていく。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備の基本方針は次表のとおりとする。

[森林の区分と森林整備の基本方針]

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備の基本方針
水源かん養機能	水源かん養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業や保全を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業や保全を推進する。
山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能 ／ 保健・レクリエーション機能 ／ 文化機能 ／ 生物多様性保全機能	生活環境保全林 保健・文化機能等維持林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
		身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。 史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業や保全を推進する。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、立地条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備や保全を推進する。また、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の

			維持・形成に配慮した森林整備や保全を推進する。
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び林齢からなる森林。
		保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び林齢からなる森林。
			希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとする。

森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、道、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、地域材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進する。

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

本市における立木の伐採方法は、適切な森林の施業方法により次のとおり行うものとする。なお、立木の伐採・搬出にあたっては、国が示す「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に即した方法により伐採・搬出することとする。

- (1) 立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によることとする。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうちイの択伐以外のものとする。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然的条件のほか車道等からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとする。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20ヘクタールを超えないよう伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとする。

イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では、おおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては70%以下）とする。

なお、択伐にあたっては、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な林分構造とする。

- (2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の林帯幅を確保することとする。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとする。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理することとする。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うこととする。
- (4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するためにも十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととする。

2 樹種別の立木の標準伐期齢

本市にある主要な樹種について、次表のとおり立木の標準伐期齢に関する指針を示す。

樹種		標準伐期齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹 ^(注)	25

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、森林施業計画の認定基準や、保安林の伐採における適否判定基準等に利用される。

なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

(注)「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的とし

て、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいう。

3 その他必要な事項

(1) その他伐採に関する留意事項

- ① 森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、伐期の長期化に努めるものとする。
- ② 林地崩壊や流木被害のおそれがある次の地域は、伐採を控えるよう努めるものとする。
 - a 天然林や造林木の健全な育成が困難な湿地、風衝地、岩石地等
 - b 土砂の流出や崩壊、洪水、水質汚濁などのおそれがある急傾斜地、石礫地、沢沿い等
- ③ 林地の保全、雪崩・落石等の防止、寒風害などの各種被害の防止に配慮すべき箇所においては、一箇所当たりの伐採面積の規模を縮小するとともに伐採箇所の分散に配慮し、必要に応じて保護樹林帯を残すよう努めるものとする。
- ④ 河川及び湖沼周辺の生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図るため、水辺林は極力伐採を控え残置するよう努めるものとする。
- ⑤ 伐採時に発生する枝条等については、適切に処理するものとし、流木被害の一要因とならないよう十分留意するものとする。
- ⑥ 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮するものとする。特にクマゲラ、シマフクロウ、クマタカ及びオオタカ等の希少鳥類について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととする。
- ⑦ 次の地域は、林地崩壊や立木被害、生態系の攪乱などにつながるおそれがあることから、伐採を控えるよう努めるものとする。
 - a 確実な更新が困難な湿地、風衝地、岩石地等
 - b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地、石礫地、沢沿い等
 - c 洪水や水質汚濁が発生するおそれがある河川や湖沼周辺の水辺林等
- ⑧ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めるものとする。
- ⑨ 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取組み、資源の平準化を図ることとする。なお、長伐期施業を実施する林分の選定にあたっては、地位が高く、間伐により適切な密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとする。
- ⑩ 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とする。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促す。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

森林の整備に関する基本的な事項を踏まえ、適切な森林の施業方法により人工造林を実施することとする。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択するものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を基本とし、気候・地形・土壌等の自然条件、それぞれの樹種の特性等を勘案し選定することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努める。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮し、育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や自然条件等を勘案し、造林樹種を選定する。

以上を踏まえ、本市における人工造林の対象樹種を次のとおりとする。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	カラマツ、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ(F1を含む)、ヤチダモ、アオダモ、カツラ、カンパ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、その他郷土樹種	

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

① 育成単層林

造林に際しては、気象害や病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避等、適確な更新により裸地状態を早急に解消することとする。特に水源かん養林・山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地等への植栽を積極的に行うものとする。

地拵えは、地形、土壌、植生、気象条件等を考慮し、全刈り又は筋刈りにより行うものとする。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとする。

植栽時期は春又は秋植えとするが、乾燥時期を避け必要に応じて植え穴を大きくして植え付ける等、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとする。

植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとする。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとする。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとする。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとする。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討することとする。

効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることとする。

また、コンテナ苗の植栽時期については、必ずしも下記の時期によらないものとするが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けになるよう努めることとする。

[植栽本数]

単位：本/ha

仕立ての方法	樹種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針葉樹	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

※なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うこととする。

植栽時期	樹種	植栽期間
春植	トドマツ、アカエゾマツ	4月初旬～6月上旬
	カラマツ、その他	4月初旬～5月下旬
秋植	トドマツ、アカエゾマツ	9月上旬～11月上旬
	カラマツ、その他	9月下旬～11月中旬

② 育成複層林

植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避け、植栽木の成長に必要な照度を確保するものとする。

樹下植栽の本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとする。

特に水源かん養林、山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的として、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に導入するものとし、複層状態の森林へ誘導する際は、広葉樹の導入による針広混交林化を促進するものとする。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意するものとし天然更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとする。

[複層林の導入に伴う植栽本数の例]

苫小牧市のカラマツ林で材積率30パーセントの択伐を行い、トドマツを植栽して複層林とする。

↓

苫小牧市森林整備計画で示すトドマツの標準的な植栽本数が2,000本/haとすると、

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととする。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ、芽かき又は植込み等を行うこととする。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとする。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行い、更新を確保することとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとする。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとする。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定める。

① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

② 水源かん養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定める。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林等を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として次のとおり定める。

森林の区域（林小班）	備考
6 林班 1、2、4、5、9、12、35、36、47 小班	① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林 ② 水源かん養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林
7 林班 48、49、51、76 小班	
17 林班 95 小班	
20 林班 60、63、65、66、68、70、90、91、98、99、102、105、131、262、263 小班	
34 林班 33、35 小班	
39 林班 184 小班	
50 林班 86、89、91 小班	
64 林班 158 小班	

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととする。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ、芽かき又は植込み等を行うこととする。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとする。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行い、更新を確保することとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとする。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとする。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定める。

① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

② 水源かん養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定める。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林等を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として次のとおり定める。

森林の区域（林小班）	備考
6 林班 1、2、4、5、9、12、35、36、47 小班	① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林 ② 水源かん養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林
7 林班 48、49、51、76 小班	
17 林班 95 小班	
20 林班 60、63、65、66、68、70、90、91、98、99、102、105、131、262、263 小班	
34 林班 33、35 小班	
39 林班 184 小班	
50 林班 86、89、91 小班	
64 林班 158 小班	

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定める。

5 その他必要な事項

(1) 木材等生産林において留意すべき事項

持続的・安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的に応じ、多様な木材需要に応じた樹種を選定するものとする。

また、効率的な森林整備を行うため、植栽にあたっては機械化に対応した植栽設計を検討するものとする。

(2) その他造林に関する留意事項

防災的な見地から林地崩壊や流木被害のおそれがある伐採跡地や未立木地については、林地を保全するため植栽等により確実に更新を図るよう努めるものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、林木の生育の促進及び健全化を図るため、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆うようになることをいう。）して林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行うもので、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととする。また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととする。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の生長力に留意することとする。更に、平均的な間伐の実施時期の間隔年数については、標準伐期齢未満については8～10年、標準伐期齢以上については12年とする。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次表のとおりとする。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ [グイマツとの 交配種を含む] (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：450本/ha	26	36	48	-	-	選木方法：定性及び列状 間伐率：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：10年 標準伐期齢以上：12年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	18	25	33	44	-	選木方法：定性及び列状 間伐率：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：8年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	20	30	40	50	60	選木方法：定性及び列状 間伐率：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：10年

注1) 「カラマツ間伐施業指針」及び「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き」((地独)北海道総合研究機構林業試験場発行)などを参考とした。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること

保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械での作業に適した森林については、高性能林業機械による効率的な作業システムの導入や列状間伐を推進するとともに、集材距離を考慮した路網の整備を進め、施業の集約化を図ることにより、施業の省力化・効率化に努めることとする。

2 保育の作業種別の標準的な方法

下刈りは、植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとする。

除伐は、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の生長が見込めない若し

くは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととする。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とすることとする。

つる切りは、育成の対象となる立木の健全な生長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くもので、除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施する。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとする。

樹種	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	植栽										
カラマツ	春	←————→									
	秋		←————→								
トドマツ	春	←————→									
	秋		←————→								
アカエゾマツ	春	←————→									
	秋		←————→								
樹種	年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春			△							
	秋				△						
トドマツ	春						△				
	秋							△			
アカエゾマツ	春						△				
	秋							△			

注) カラマツには、ガイマツとの交配種を含む。

注) 下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。

年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

①：下刈り1回刈 ②：下刈り2回刈 △：つる切り、除伐

3 その他間伐及び保育の基準

該当なし

4 その他必要な事項

(1) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林に関する事項

該当なし

(2) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上をはかるため、適切な間伐及び保育を実施することとする。特に枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により行うこととする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりとする。

(1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源かん養林）

ア 区域の設定

水源かん養保安林や水道取水施設上流域の森林、その他水源かん養機能の評価区分が高い森林など、水源かん養機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定める。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定める。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林(山地災害防止林)

土砂流出防備保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止/土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定める。

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林(生活環境保全林)

潮害防備保安林、防風保安林、騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定める。

③保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林(保健・文化機能等維持林)

保健保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園などの施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定める。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定める。

また、一部を皆伐しても適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とした上で、一部を皆伐することを可能とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の育成に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定める。このうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域を別表1のとおり定める。なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとする。

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

(2) 森林施業の方法

木材等生産林においては製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、伐採時期の多様化を図るなど、木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努める。特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととする。

人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については、次表を目安とする。

樹 種	主伐時期	仕立て方法	(参考) 主伐時期の 平均直径
カラマツ (グイマツ との交配種を含む)	60年	中庸仕立て	30cm
トドマツ	55年	中庸仕立て	27cm
アカエゾマツ	70年	中庸仕立て	30cm

3 その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、今後1の公益的機能別施業森林の区域に重複して、水資源保全ゾーンなど、区域の設定が必要であれば考えていく。また、現在の本市において、区域の設定はない。

なお、各ゾーンの考え方については次のとおりとする。

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源かん養林のうち、属地的に水源かん養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。

特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について林小班単位で定める。

イ 施業の方法

伐採面積の縮小及び伐採箇所分散化に努めることとし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととする。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定める。

イ 施業の方法

伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとする。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定める。

イ 施業の方法

伐採方法は択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとする。

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 路網の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

ア 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次の

とおり定める。

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム	20<15>以上	20<15>以上

注) 1「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用。

2「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

3「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではない。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となる。機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要がある。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとする。

傾斜区分	伐倒	集材<木寄せ>	造材	巻立て
緩傾斜地 (0°～15°)	フェラーバンチャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	スキッド【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ	
	《グラップルローダ》		(ハーベスタ)	
中傾斜 (15°～30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜 (30°)	チェーンソー	スイングヤード	チェーンソー	グラップルローダ
		【全幹集材】	ハーベスタ・プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※ () は、前工程に引き続き同一樹種により実施する工程について記載。

※ 【】 は、集材方法。

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例である。

イ 路網整備等推進区域の設定

本計画の期間内に基幹路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については、必要に応じ設定する。

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程、林道専用道作設指針を基本として、道が定める林道専用道作設指針に則り開設する。

② 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張については必要に応じ計画する。

イ 細部路網の整備に関する事項

① 細部路網の作設に関する留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道、林業専用道及び森林作業道の整備にあたっては、それぞれ林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、北海道林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）及び北海道森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設することとする

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

森林環境保全整備事業実施要領、民有林林道台帳について等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

2 その他必要な事項

林道の開設等にあたっては、開設現場周辺の確認や必要に応じて専門家等への相談を行うなど、希少鳥類（オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ等）に配慮することとする。

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本市における一般民有林の森林所有者は、小規模森林所有者が大半を占めている。また、管内の一般民有林のうち、約34%はカラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要がある。このため、森林組合やその他の民間事業者による森林経営の受託や森林経営の規模拡大を促進する。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期施業の受委託等森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととする。また、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進し、間伐等の適切な整備を進めるための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとする。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとする。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに 加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も 含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意することとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで森林経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村自らが経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用を努めることとする。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進する。

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

本市に森林を有する市、個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に

立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとする。

1 森林施業の共同化の促進方向

本市の森林所有者は、小規模所有者が多い。森林施業を計画的に行うため、森林所有者・市・森林組合等が一体となり推進体制を整備していくこととする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多いなかで、個人が森林施業を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは非常に困難であり、施業の共同化を図り合理的な林業経営を推進する必要がある。

そのため、施業実施協定の締結を促進し、計画的な森林施業を図ることとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、次の事項に留意することとする。

- ① 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- ② 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。
- ③ 共同施業実施者の一人が①又は②により明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

林業従事者の養成及び確保は重要であり、林業機械等の導入促進により低コスト林業の生産活動を推進し、次世代を担う人材の育成及び確保に努める。

また、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとする。

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 人材の育成・確保

本市の森林所有者の大部分は小規模であり、森林施業の共同化及び合理化を進めることとする。また、作業の効率化に努める一方、次世代を担うリーダーの育成等、研修制度の充実を図り、人材の育成及び確保に努める。

林業労働者の育成の課題は、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせることである。更に、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を図ることが重要である。

また、各種林業補助施策の導入について調査検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図り、各種林業講習により技術を習得し、後継者が安定して林業経営を維持できるように努めることとする。

(2) 林業事業体の経営体質強化

林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化により体質強化、高度化を促進することとする。特に地域の中心的な担い手である森林組合の経営基盤の強化が必要であり、勤務体系等の改善を図り雇用の通年化に努めることとする。

さらに、北海道において森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから本市においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用を努めることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

今後、林業の活性化を図るためには、素材生産の機械化によって林業生産性の向上に努めなければならない。

高性能林業機械を中心とする新作業システムの普及を図り、低コスト林業の生産活動を推進する。また、高性能林業機械に対応できるオペレーターの養成を支援することとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進や、森林資源の保続を確保する取組の実施が重要であり、地域材の

利用に向けた市民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携による特色のある取組、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとする。

4 その他必要な事項

魅力ある地域社会を構築することは、林業後継者の育成・確保のためにも必要なことであり、定住拠点となる住宅、道路、上下水道等の生活環境の整備を推進することとする。

また、苫小牧市地域材利用推進方針に基づき、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材の利用促進を図るため、建築物及び公共土木工事などにおける地域材の利用の促進に関して、地域材の利用を図ることとする。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害を防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定める。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」及び、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及びエゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で次表のとおり定める。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民からの情報等エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとする。

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
エゾシカ	1～4、6～20、23～54、56、57、59～62、64、101～141、201～233、301～339、401～440	13,036.49

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおりエゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の实情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施にあたっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとする。

（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を適確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣被害防止対策を早期に行うよう努めることとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施する。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施する。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとする。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとする。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、本市では確認されていないが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大している。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとする。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上でナラ枯れ被害木処理マニュアル(令和6年10月策定)に沿って適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとする。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、本市や胆振総合振興局、森林組合、試験研究機関、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとする。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

ア エゾヤチネズミによる食害が発生しやすいことから、カラマツ植栽地において野ねずみの生息場所となる枝条の集積を避けるとともに、可能な場合には耐そ性の高い樹種を植栽する等の対策を行う。また、野ねずみの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺そ剤の散布や防そ溝の設置等の対策を実施することとする。

イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の研究及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとする。

ウ 森林の保護にあたっては、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとする。

3 林野火災の予防の方法

山火事を未然に防止するため、発生頻度の高い市街地周辺の森林や自然公園等の入り込み者の多い地域を対象に重点的に森林巡視を行うとともに、ポスター等を活用した予防啓発に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的は、造林のための地拵え・開墾の準備・害虫の駆除・焼畑・採草地の改良であり、火入れ方法については、期間は7日間以内で、面積は1ヘクタール以内、防火帯を設け決められた人員を配置し、実施するものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

現在該当はないが、森林病虫害のまん延のため緊急に伐採駆除する必要が生じた場合、伐採を促進することにつき、市長が個別に判断するものとする。

(2) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとする。

イ 森林の巡視については、民有林の中で、森林レクリエーションのための利用者が多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、廃棄物等不法投棄の防止、森林病虫害の森林被害の早期発見等を主に点検事項とする。

また、自然公園や自然環境保全地区、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の多い地域、山火事等の発生が懸念される地域においては、自然公園指導員、自然保護監視員、鳥獣保護員、自然保護監視員、林業関係者等が相互に連携して、巡回活動並びに利用者への指導を行うこととする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、苫小牧市森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進する。

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとする。

(1) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

(2) IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(3) IIIの森林の保護に関する事項

(4) 区域計画に関する事項

区域計画の区域は次のとおりとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
西部	001～011	1,904.10
中央	012～020、101～141、201～233、301～339、401～440	4,485.20
東部	021～062、064	7,170.74

2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

人工林の計画的な主伐・間伐の実施による森林整備の促進を図るとともに、地域材の利用を促進し、地域振興に努めるものとする。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

樽前と錦岡にまたがる場所に錦大沼公園があり、広大な森林を活用したオートキャンプ場がある。ここには優れた自然美を有する場所として指定していることから、自然景観を損なわないよう不良木の除去等の整備を進めることとする。また、中心市街地に近い場所に生活環境保全林整備事業等で整備された、保健保安林で通称「高丘森林公園」がある。平成16年の台風18号により甚大な被害にあったが、北海道の支援を受けながら、平成22年までに被害木の整理や、市民植樹祭で植樹を約50ヘクタール実施し完了している。現在は、森林整備等保育管理に努めている。

また、植苗地区にガーデニングと森の利用を組み合わせた民間施設がある。除間伐による材を炭や薪として活用したり、森の植物と向き合うフィールドワーク等自然体験プログラムを提供したりするなど多彩な活動を展開している。さらに、豊川町から柏木町の背後地にある森林は良好な天然林であり、将来的にも守っていかなければならない地区と考えている。

4 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

静川地区における広葉樹林整備の一環として、平成6年から企業所有林内で住民参加型の整備を進め、平成9年から平成11年には育林コンペを実施し、幼児から高齢者まで参加し森林整備の技能向上や森林の果たす役割を学んできた。現在はNPO法人が所有者と管理協定を締結し協力団体と共に森林整備を実施している。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

本市を含め近隣の町は上流部に国有林があり、水源として重要な役割を果たしている。このようなことから、ゴミの不法投棄等もあり連携をとりながら保護活動を実施している。

5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
東部	間伐	3.22ha	

5 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林である。

その整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとする。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採及び植栽の方法等の施業について制限がある森林（以下、「制限林」という）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意する。

① 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法に係る一般的事項は、次のとおりとする。

なお、保安林及び保安施設地区の施業方法については、個々に指定施業要件が定められているが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は、保安林制度の一環として行われるので、留意が必要である。

ア 主伐の方法

(7) 伐採できる立木は、苫小牧市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 伐採方法は、次の3区分とする。

- a 伐採方法の指定なし（皆伐を含む）
- b 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの）
- c 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

イ 伐採の限度

(7) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第2項の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。

(4) 一箇所あたりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められている。

- a 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る）については、20ヘクタールを超えないものとする。
- b 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ヘクタールを超えないものとする。
- c その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ヘクタールを超えないものとする。

(7) 防風・防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければならない。

(イ) 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。

(オ) 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とする。

また、2回目以降の択伐率は、伐採をしようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とする。

ウ 特例

(7) 伐期齢の特例が認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができる。

(4) 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とする。

(7) 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内のものとする。

エ 間伐の方法及び限度

(7) 間伐をすることのできる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

(4) 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた

率とする。

オ 植栽の方法及び期間

(7) 伐採跡地への植栽は、当該箇所指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければならない。

(4) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければならない。

② 自然公園特別地域内における森林

該当なし

③ 砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法4条、砂防法施工条例第3条及び砂防法施行細則第2条の制限の範囲内で行うものとする。

立木の伐採にあたっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が1ヘクタール未満となるよう留意するものとする。

④ 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

該当なし

⑤ 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林は、文化財保護法第125条及び北海道文化財保護条例第35条の制限によるものとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とする。

⑥ その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うものとする。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者など地域の関係者の合意を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進める。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

樽前・錦岡地区の山地災害機能や水源かん養機能を特に発揮させるため、複層林施業等の導入促進を図ることとする。

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

振興局 04：胆振 市町村 14：苫小牧市

【一般民有林】

1 共通ゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水源かん養林	1	全域	150.07
	2	1、2、4～25、28～31、35～49、52～70	233.55
	3	2～6、8～26、28～32、34～36、38～60、63、65～72、74、78、83、86、87、93、95～105、108、112、113、117～125、127～131、134、136、138～142、144、147～149、151～156、158、159、162～164、174～187、189、191～201、204～208、210～218、230、231、234～242、998、999	216.44
	4	全域	152.44
	5	全域	90.15
	6	1～5、7、9、12、18～22、27、33～36、42、47、49	105.66
	7	全域	63.78
	8	1～7、10～12、26～33、40～43	69.72
	9	1～8、13～15、17～34、37、40、42、43、45、46、51、52	241.78
	10	2、4、6～16、18～23、25～43、49、54、57、59～64、67、68、70、71、74、75、77～79、81～87、90～110、113、115～121、201、203～205	199.08
	12	全域	367.56
	13	全域	154.95
	14	全域	212.54
	15	全域	138.05
	16	全域	121.63
	17	全域	254.44
	18	全域	233.31
	19	全域	37.47
	20	4～7、59、60、63、65～78、90、91、93、101、102、107、108、131、133～135、139～148、168、262	74.79
	37	30～32、34～40、42～68、73～76、80、101～115	212.29
	38	1～4、8、10～18、21～27、30～37、44、46～49、65、66、73、88、103、111～125	121.35
	39	全域	163.40
	40	全域	198.22
	41	全域	74.85
	42	全域	72.50
	43	全域	193.58
	44	1～5、10、17～28、35、37、39～46、49、52、55～57、59、62～66、68～74、78～101、103～106、109、111、113～116、118、122～126、131	85.55
	45	2、4～6、8、9、11	19.80
	50	23～27、32～59、63～68、70～81、83、85、86、89、91～93、95、96、98～100、102～104、106～111	135.68
51	1～10、13、29、56～58、60、66、75、79、98、99	94.57	
55	7、14、20、24、55、58、59、92、98、100、118、123～129	69.04	
56	11、29、32、75	1.27	
58	2、54、55	2.84	
64	53～56	2.32	
101	全域	7.02	
102	全域	12.70	
103	全域	8.75	
104	全域	13.36	
105	全域	9.09	
106	全域	8.45	
107	全域	10.11	
108	全域	16.23	
109	全域	16.52	

110	全域	13.07
111	全域	23.24
112	全域	15.64
113	全域	10.95
114	全域	17.08
115	全域	13.41
116	全域	12.26
117	全域	15.35
118	全域	12.72
119	全域	7.55
120	全域	10.64
121	全域	15.36
122	全域	10.49
123	全域	19.01
124	全域	16.30
125	全域	19.14
126	全域	6.80
127	全域	11.82
128	全域	11.68
129	全域	17.44
130	全域	20.94
131	全域	17.37
132	全域	9.38
133	全域	3.85
134	全域	4.26
135	全域	5.11
136	全域	4.34
137	全域	10.03
138	全域	11.20
139	全域	21.23
140	全域	12.10
141	全域	16.66
201	全域	16.97
202	全域	18.10
203	全域	19.22
204	全域	19.98
205	全域	30.69
206	全域	22.01
207	全域	15.62
208	全域	26.10
209	全域	32.31
210	全域	27.25
211	全域	31.01
212	全域	24.79
213	全域	17.08
214	全域	21.28
215	全域	22.09
216	全域	13.98
217	全域	27.05
218	全域	21.11
219	全域	12.66
220	全域	21.91
221	全域	17.66
222	全域	15.84
223	全域	26.54

224	全域	15.40
225	全域	16.10
226	全域	18.24
227	全域	24.86
228	全域	14.59
229	全域	25.95
230	全域	22.26
231	全域	14.50
232	全域	20.70
233	全域	20.00
301	全域	11.72
302	全域	10.66
303	全域	14.44
304	全域	11.84
305	全域	24.59
306	全域	21.60
307	全域	18.39
308	全域	18.44
309	全域	16.17
310	全域	21.26
311	全域	20.62
312	全域	27.61
313	全域	28.34
314	全域	12.71
315	全域	19.88
316	全域	24.27
317	全域	18.45
318	全域	13.10
319	全域	14.39
320	全域	16.99
321	全域	17.61
322	全域	18.96
323	全域	20.90
324	全域	14.90
325	全域	14.89
326	全域	15.49
327	全域	15.86
328	全域	13.17
329	全域	16.89
330	全域	13.35
331	全域	22.86
332	全域	14.42
333	全域	14.53
334	全域	14.47
335	全域	18.71
336	全域	14.36
337	全域	13.11
338	全域	18.29
339	全域	14.43
401	全域	19.55
402	全域	17.14
403	全域	13.37
404	全域	21.47
405	全域	17.09
406	全域	17.61

407	全域	24.90	
408	全域	19.29	
409	全域	23.49	
410	全域	22.13	
411	全域	18.86	
412	全域	20.69	
413	全域	12.77	
414	全域	23.07	
415	全域	16.29	
416	全域	12.37	
417	全域	16.91	
418	全域	16.33	
419	全域	22.71	
420	全域	26.79	
421	全域	17.28	
422	全域	14.06	
423	全域	17.30	
424	全域	16.49	
425	全域	23.91	
426	全域	12.73	
427	全域	26.07	
428	全域	20.79	
429	全域	19.38	
430	全域	24.60	
431	全域	33.23	
432	全域	24.76	
433	全域	13.93	
434	全域	19.08	
435	全域	27.61	
436	全域	19.95	
437	全域	17.22	
438	全域	18.73	
439	全域	16.21	
440	全域	13.53	
合計		7,229.53	
山地 災害 防止 林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	2	3、32~34、50、51	59.35
	3	81、84、85、165~172	6.66
	6	8、10、11、13~17、23~25、28~32、37、40、41、43~46、50、51、53~57、62、65	52.47
	8	34~36、45	5.12
	20	92、95、104、132	5.24
	合計		128.84
生活 環境 保全 林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	8	13~16、19、20、22~25、37~39	17.41
	46	219、220	0.27
	48	1、5、18、19、22、24	12.03
	49	2、3、6、8、20、27、30~32	5.40
	51	41、72、80、85、91、92、95	13.90
	52	40、43、49~52、56~59、79、82、91、92	37.30
	53	1、15、22~24、26、27、50、70、71、76	8.46
	54	1、4	2.78
56	19、20、23、28、34、35、38~42、44、45、61~69、79~81、85、88	35.01	

	64	1~26、28~49、51、52、57~75、79~86、88、90~95、101、102、153~163、165~169、172~174	212.86
	合計		345.42
保 健 ・ 文 化 機 能 等 維 持 林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	3	115、116、126、133、173	36.29
	6	26	37.08
	9	9~12、16、36、38、39、41、44、47~50	31.88
	10	66、69、76、89	13.08
	11	全域	122.09
	20	1~3、8~14、16~25、27~58、64、79~89、94、96~100、103、105、106、109~112、115~119、121~130、136~138、149~167、263、264	220.36
	21	全域	115.25
	22	全域	101.59
	33	1~16、18~39、44~116	70.30
	35	228~239	5.55
	36	全域	110.07
	37	1~5、10、14~22、25、26、29、41	33.80
	38	5~7、9、19、20、51~55、59~63、70、74~83、90~94、96~102、104~110	37.18
	44	6~9、11~16、29~31、33、34、36、38、48、50、51、53、54、58、60、61、67、75~77、107、110、117、128、129	50.32
	45	10、13、16~20、23、25、26、28~30、32、36、37、39、42、45~48、50、51、55、58~61、69、79、80、82~85	60.97
	58	44~50、52	27.32
	60	94、95、111、154	4.16
		61	4、11~18、21~28、30、32~34、37~40、43、44、46、47、49、50、52、53、57、60、62、65~76、80、83、88~90、92、94、96~105、108、109、111、112、114、116、119、121~123、127~129、134、135、143~149、152~157、159、161、162、164、168、169、173、176、182、194、196~199、205、206、208、209、214、220、221、224~226、228、233、234、240、242、253、255、256、258、260、262、264、270、277
	64	27、89、100、103、170、171、175、176	28.75
	合計		1,228.40
木 材 等 生 産 林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	23	全域	122.72
	24	全域	289.74
	25	全域	262.42
	26	全域	271.13
	27	全域	199.39
	28	全域	214.69
	29	全域	272.34
	30	全域	137.06
	31	全域	151.80
	32	全域	260.22
	33	40~43、117、118	14.98
	34	全域	86.65
	35	1~51、53、54、56~69、71、73~86、88~110、113、120、123~131、133~136、148~150、153、156、158~161、163~172、175、177、178、186、190、196~201、203、206、207、209、210、212~215、217~222、240~251	274.62
	46	1~23、25~42、44、50~59、61~85、87~113、115~139、141~163、165、167~176、178~183、185~194、197~203、205~209、211~218、221~224、226、228~230、232~237、239、240、243~253、259~261、264~270、272、273、276、280~285	198.14
	47	全域	189.18
48	2~4、16、20、21、23	31.81	
49	1、4、5、7、9~15、17、19、24、26、28、29、33~36、50	177.77	

50	1~22、60	24.54	
51	11、12、14~28、30~40、42~55、61~65、67~71、74、76~78、81~83、87~90、93、94、96、97、100、101	157.88	
52	1、2、4~39、41、42、44~48、54、55、60~73、75~78、80、81、83~90、93	128.69	
53	2~14、16~21、28~43、45~49、51~59、61~69、72、75、77、78、101	144.45	
54	2、3、5~34、45、46、48、50~62、998、999	121.90	
55	1~6、10~13、15~19、21~23、25、27~30、34~45、47~50、52、56、57、61、62、64、66~91、93~97、101~106、108~113、115~117、119、121、130	87.67	
56	1~10、12~18、21、22、24、25、27、30、31、33、36、37、43、46、50~56、59、60、70~72、74、82、83、87、89、990	78.05	
57	全域	284.05	
58	5、8、11、17~24、26~40、51、53	29.69	
59	全域	121.82	
60	1~3、5、7、8、10~17、19~66、68~93、96~100、102~110、112~132、134~143、145~153、155~178、183~197、201~204	149.05	
61	1、2、10、63、64、86、87、91、93、95、106、107、115、117、126、140、151、158、163、165~167、171、172、174、178、179、181、183、185~187、189~193、195、200、203、204、210、215~219、231、232、235~239、241、243、244、246、265~269、272、279~281	48.86	
62	全域	90.22	
64	50、77、78、164	6.32	
合計		4,627.85	
木材等生産林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	25	8、13	5.87
	33	41	4.50
	35	93、96、97	1.80
	46	115	4.53
	合計		16.70

2 上乗せゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水資源保全ゾーン		該当なし	0.00
	合計		
生物多様性ゾーン			
水辺林タイプ		該当なし	0.00
	合計		
保護地域タイプ		該当なし	0.00
	合計		

3 独自ゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
市町村独自ゾーン		該当なし	0.00
	合計		

別表2 公益的機能別施業森林における施業の方法

振興局 04:胆振 市町村 14:苫小牧市

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準[参考] (注 1)	
		林班	小班			
水源かん養林	伐期の延長を推進すべき森林	1	全域	150.07		
		2	1、2、4~25、28~31、35~49、52~70	233.55		
		3	2~6、8~26、28~32、34~36、38~60、63、65~72、 74、78、83、86、87、93、95~105、108、112、113、117 ~125、127~131、134、136、138~142、144、147~149、 151~156、158、159、162~164、174~187、189、191~ 201、204~208、210~218、230、231、234~242、998、 999	216.44		
		4	全域	152.44		
		5	全域	90.15		
		6	1~5、7、9、12、18~22、27、33~36、42、47、49	105.66		
		7	全域	63.78		
		8	1~7、10~12、26~33、40~43	69.72		
		9	1~8、13~15、17~34、37、40、42、43、45、46、51、52	241.78		
		10	2、4、6~16、18~23、25~43、49、54、57、59~64、 67、68、70、71、74、75、77~79、81~87、90~110、 113、115~121、201、203~205	199.08		
		12	全域	367.56		
		13	全域	154.95		
		14	全域	212.54		
		15	全域	138.05		
		16	全域	121.63		
		17	全域	254.44		
		18	全域	233.31		
		19	全域	37.47		
		20	4~7、59、60、63、65~78、90、91、93、101、102、 107、108、131、133~135、139~148、168、262	74.79		
		37	30~32、34~40、42~68、73~76、80、101~115	212.29		
		38	1~4、8、10~18、21~27、30~37、44、46~49、65、 66、73、88、103、111~125	121.35		
		39	全域	163.40		
		40	全域	198.22		
		41	全域	74.85		
		42	全域	72.50		
		43	全域	193.58		
		44	1~5、10、17~28、35、37、39~46、49、52、55~57、 59、62~66、68~74、78~101、103~106、109、111、113 ~116、118、122~126、131	85.55		
		45	2、4~6、8、9、11	19.80		
		50	23~27、32~59、63~68、70~81、83、85、86、89、91~ 93、95、96、98~100、102~104、106~111	135.68		
		51	1~10、13、29、56~58、60、66、75、79、98、99	94.57		
		55	7、14、20、24、55、58、59、92、98、100、118、123~ 129	69.04		
		56	11、29、32、75	1.27		
58	2、54、55	2.84				
64	53~56	2.32				
101	全域	7.02				
102	全域	12.70				
103	全域	8.75				
104	全域	13.36				
105	全域	9.09				
106	全域	8.45				
107	全域	10.11				
108	全域	16.23				
109	全域	16.52				
110	全域	13.07				
111	全域	23.24				
112	全域	15.64				
113	全域	10.95				
114	全域	17.08				
115	全域	13.41				
116	全域	12.26				
117	全域	15.35				
118	全域	12.72				
119	全域	7.55				
120	全域	10.64				
121	全域	15.36				
122	全域	10.49				

123	全域	19.01
124	全域	16.30
125	全域	19.14
126	全域	6.80
127	全域	11.82
128	全域	11.68
129	全域	17.44
130	全域	20.94
131	全域	17.37
132	全域	9.38
133	全域	3.85
134	全域	4.26
135	全域	5.11
136	全域	4.34
137	全域	10.03
138	全域	11.20
139	全域	21.23
140	全域	12.10
141	全域	16.66
201	全域	16.97
202	全域	18.10
203	全域	19.22
204	全域	19.98
205	全域	30.69
206	全域	22.01
207	全域	15.62
208	全域	26.10
209	全域	32.31
210	全域	27.25
211	全域	31.01
212	全域	24.79
213	全域	17.08
214	全域	21.28
215	全域	22.09
216	全域	13.98
217	全域	27.05
218	全域	21.11
219	全域	12.66
220	全域	21.91
221	全域	17.66
222	全域	15.84
223	全域	26.54
224	全域	15.40
225	全域	16.10
226	全域	18.24
227	全域	24.86
228	全域	14.59
229	全域	25.95
230	全域	22.26
231	全域	14.50
232	全域	20.70
233	全域	20.00
301	全域	11.72
302	全域	10.66
303	全域	14.44
304	全域	11.84
305	全域	24.59
306	全域	21.60
307	全域	18.39
308	全域	18.44
309	全域	16.17
310	全域	21.26
311	全域	20.62
312	全域	27.61
313	全域	28.34
314	全域	12.71
315	全域	19.88
316	全域	24.27
317	全域	18.45
318	全域	13.10
319	全域	14.39
320	全域	16.99

主伐林齡：標準伐期齡+10年以上
皆伐面積：20ha以下

		321	全域	17.61	
		322	全域	18.96	
		323	全域	20.90	
		324	全域	14.90	
		325	全域	14.89	
		326	全域	15.49	
		327	全域	15.86	
		328	全域	13.17	
		329	全域	16.89	
		330	全域	13.35	
		331	全域	22.86	
		332	全域	14.42	
		333	全域	14.53	
		334	全域	14.47	
		335	全域	18.71	
		336	全域	14.36	
		337	全域	13.11	
		338	全域	18.29	
		339	全域	14.43	
		401	全域	19.55	
		402	全域	17.14	
		403	全域	13.37	
		404	全域	21.47	
		405	全域	17.09	
		406	全域	17.61	
		407	全域	24.90	
		408	全域	19.29	
		409	全域	23.49	
		410	全域	22.13	
		411	全域	18.86	
		412	全域	20.69	
		413	全域	12.77	
		414	全域	23.07	
		415	全域	16.29	
		416	全域	12.37	
		417	全域	16.91	
		418	全域	16.33	
		419	全域	22.71	
		420	全域	26.79	
		421	全域	17.28	
		422	全域	14.06	
		423	全域	17.30	
		424	全域	16.49	
		425	全域	23.91	
		426	全域	12.73	
		427	全域	26.07	
		428	全域	20.79	
		429	全域	19.38	
		430	全域	24.60	
		431	全域	33.23	
		432	全域	24.76	
		433	全域	13.93	
		434	全域	19.08	
		435	全域	27.61	
		436	全域	19.95	
		437	全域	17.22	
		438	全域	18.73	
		439	全域	16.21	
		440	全域	13.53	
		合計		7,229.53	
		伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注2）	該当なし		主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下
		合計		0.00	
山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林	長伐期施業を推進すべき森林（注3）	52	91	8.19	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
		合計		8.19	
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	3	115、116、126、133、173	36.29
			8	13～16、19、20、22～25、37～39	17.41
			9	9～12、16、36、38、39、41、44、47～50	31.88
			10	66、69、76、89	13.08
			11	全域	122.09
			20	1～3、8、98～100、105、106、263、264	5.89
			21	全域	115.25

		22	全域	101.59	
		33	1~16、18~39、44~116	70.30	
		36	全域	110.07	
		37	1~5、10、14~22、25、26、29、41	33.80	
		38	5~7、9、19、20、51~55、59~63、70、74~83、90~94、96~102、104~110	37.18	
		44	6~9、11~16、29~31、33、34、36、38、48、50、51、53、54、58、60、61、67、75~77、107、110、117、128、129	50.32	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
		45	10、13、16~20、23、25、26、28~30、32、36、37、39、42、45~48、50、51、55、58~61、69、79、80、82~85	60.97	
		46	219、220	0.27	
		48	1、5、18、19、22、24	12.03	
		49	2、3、6、8、20、27、30~32	5.40	
		51	41、72、80、85、91、92、95	13.90	
		52	40、43、49~52、56~59、79、82、92	29.11	
		53	1、15、22~24、26、27、50、70、71、76	8.46	
		54	1、4	2.78	
		56	19、20、23、28、34、35、38~42、44、45、61~69、79~81、85、88	35.01	
		64	158、163、172、173	1.65	
		合計		914.73	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	2	3、32~34、50、51	59.35	
		3	81、84、85、165~172	6.66	
		6	8、10、11、13~17、23~26、28~32、37、40、41、43~46、50、51、53~57、62、65	89.55	
		8	34~36、45	5.12	
		20	9~14、16~25、27~58、64、79~89、92、94~97、103、104、109~112、115~119、121~130、132、136~138、149~167	219.71	
		35	228~239	5.55	
		58	44~50、52	27.32	
		60	94、95、111、154	4.16	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
		61	4、11~18、21~28、30、32~34、37~40、43、44、46、47、49、50、52、53、57、60、62、65~76、80、83、88~90、92、94、96~105、108、109、111、112、114、116、119、121~123、127~129、134、135、143~149、152~157、159、161、162、164、168、169、173、176、182、194、196~199、205、206、208、209、214、220、221、224~226、228、233、234、240、242、253、255、256、258、260、262、264、270、277	122.36	
		64	1~49、51、52、57~75、79~86、88~95、100~103、153~157、159~162、165~171、174~176	239.96	
	合計		779.74		
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する
		合計		0.00	
市町村独自ゾーン	市町村独自ゾーンの施業方法		該当なし		
	合計			0.00	

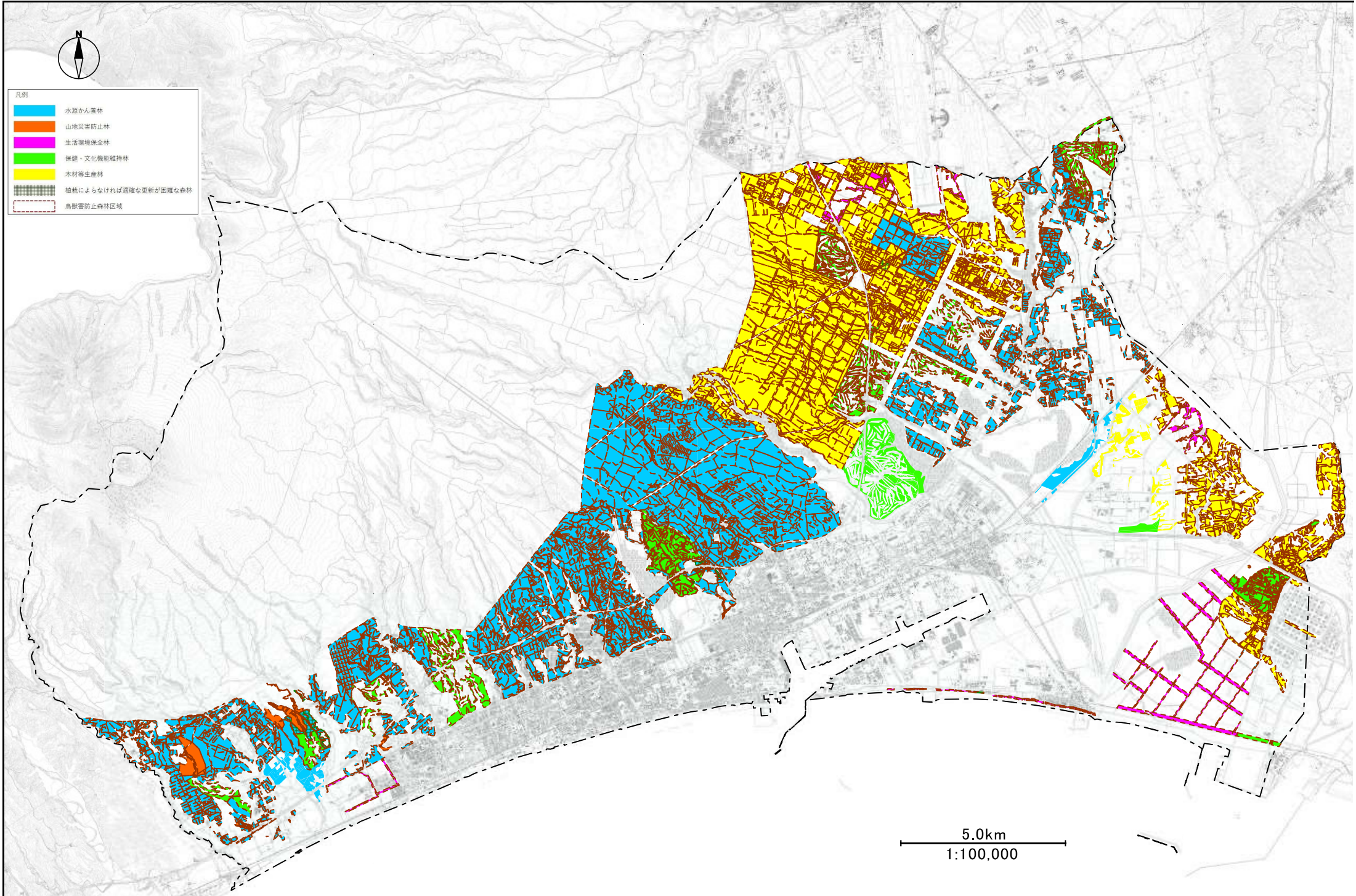
(注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令(森林法施行規則)で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

(注2) 「伐採面積の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

(注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	スギ	64年以上
	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	80年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	50年以上

苦小牧市森林機能別配置図



- 凡例
- 水源かん養林
 - 山地災害防止林
 - 生活環境保全林
 - 保健・文化機能維持林
 - 木材等生産林
 - 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林
 - 鳥獣害防止森林区域

5.0km
1:100,000